

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 六五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六五三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 六五四
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 六五四
- 道路の区域を変更する件二件 六五四

公 告

- 道路の供用を開始する件 六五四
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件六件 六五五
- 財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況を公表する件 六五五
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 六五五
- 正 誤 六五五
- 平成十二年二月十八日付け定例第千百三十三号中 六五五

告 示

福島県告示第六百三十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百七十七条第一項及び第百八十八条の規定により、平成十九年度第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の追加採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成十九年九月十八日

- 一 受付期間 福島県知事 佐藤 雄 平
平成十九年十月二十二日(月)から同年十一月二十二日(木)まで
- 二 採用予定数 約百名
- 三 試験種目及び試験期日

試験科目

試験日

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)
適性検査
身体検査
口述試験

平成十九年十一月二十五日(日)

四 試験会場

会場名	住 所
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四―五四六―一九一九

(県民安全領域災害対策グループ)

福島県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年九月十八日から同年十月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤 雄 平
ワンダーグーいわき鹿島店 いわき市鹿島町走熊西反町十二番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要 意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第六百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、新地町土地改良区から平成十九年七月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年九月十一日認可した。
平成十九年九月十八日
福島県知事 佐藤 雄平
（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、広野町土地改良区から平成十九年八月三十日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年九月十一日認可した。
平成十九年九月十八日
福島県知事 佐藤 雄平
（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年九月十八日
福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
喜多方市山都町早稲谷字孫六 三一八一の六一
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県津若松建設事務所で平成十九年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年九月十八日
福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区	間	変更前変更後の別	敷地の幅員	延長
			(メートル)	(メートル)	長

一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字本名 字沖ノ原一〇三八番二 地先から 同 郡同 町大字西谷 字居平七八番一 地先まで	変更前 A 七・〇 二七・四	六八二・〇
	同 郡同 町大字本名 字坂ノ下一二六二番一 地先から 同 郡同 町大字本名 字坂ノ下一二六一番一 地先まで	変更前 B 一一・五 六二・〇	六六〇・〇
	大沼郡金山町大字本名 字沖ノ原一〇三八番二 地先から 同 郡同 町大字西谷 字居平七八番一 地先まで	変更後 B 一一・五 六二・〇	六六〇・〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年九月十八日
福島県知事 佐藤 雄平

一般国道 三九九号	相馬郡飯館村大字飯樋 字大西一八五番地先から 同 郡同 村大字飯樋 字大西一三八番五地先	変更前 七・五 一三・〇	二三八・〇
	同 郡同 村大字飯樋 字大西一三八番五地先	変更後 一五・〇	二三八・〇

二七・〇

福島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	相馬郡飯館村大字飯樋字大西一〇六番一地从 から 同 郡同 村大字飯樋字大西二三八番五地先	平成一九年 九月一八日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第六百四十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年八月二十日次のとおり指定した。

平成十九年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
株式会社石川	石川郡石川町字屋敷ノ入七二番地	平成一九年一〇月一日から平成二四年九月三〇日まで	住所地に同じ
自動車教習所	東白川郡棚倉町大字棚倉字古町六六	同	同
井上 公子	東白川郡棚倉町大字仁公儀字ソナ地二五〇一―二二	同	同

（出納局公金管理グループ）

福島県告示第六百四十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年八月二十一日次のとおり指定した。

平成十九年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
有限会社福原	喜多方市山都町字広古屋敷二七六四番地	平成一九年一〇月一日から平成二四年九月三〇日まで	住所地に同じ

（出納局公金管理グループ）

福島県告示第六百四十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年八月二十二日次のとおり指定した。

平成十九年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
猪瀬 晃一	会津若松市栄町一番四四号	平成一九年一〇月一日から平成二四年九月三〇日まで	住所地に同じ

（出納局公金管理グループ）

福島県告示第六百四十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年八月三十一日次のとおり指定した。

平成十九年九月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
佐藤 高穂	いわき市泉町二丁目二番地の二三	平成一九年一〇月一日から平成二四年九月三〇日まで	住所地に同じ
株式会社文屋商店	いわき市小名浜字古湊一番地	同	同
合資会社マルニ商店	いわき市平字月見町三〇番地	同	同
真木 順子	いわき市平字南町二番地	同	同
いわき中央地区交通安全協会 会長 野崎 満	いわき市内郷御殿町四丁目一四八番地	同	同

（出納局公金管理グループ）

福島県告示第六百四十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年九月四日次のとおり指定した。

平成十九年九月十八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐 藤 雄 平
 松本 初江 南相馬市鹿島区西 平成一九年一〇月一日から平 南相馬市鹿島区字町
 町一丁目二二番 成二四年九月三〇日まで 一五八番地
 地 (出納局公金管理グループ)

福島県告示第六百四十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年九月六日次のとおり指定した。

平成十九年九月十八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐 藤 雄 平
 高橋 恒二 伊達郡川俣町字瓦 平成一九年一〇月一日から平 住所地に同じ
 町一一番地 成二四年九月三〇日まで
 佐藤 正 二本松市松岡一九 同 同
 一番地
 高橋 純蔵 二本松市本町一丁 同 同
 目二一三番地
 福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同 福島市光が丘一番地
 組合 専務理 七五号
 事 阿部 征
 一 福島卸商団地 福島市鎌田字卸町 同
 協同組合 一〇番地の一
 (出納局公金管理グループ)

公 告

公告第五百二十七号

平成十八年度財団法人都道府県公館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況に
 ついて、財団法人都道府県公館理事長から平成十九年九月七日付けで通知があったので、
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第三項の規定により、
 次のとおり公表する。

平成十九年九月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

平成18年度財団法人都道府県公館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況

- 1 災害共済事業(建物共済事業)
 分担金その他収入 1,741,747,893円
 災害共済金、経費その他支出 1,119,720,455円
 正味財産 22,047,368,964円
- 2 機械損害共済事業
 分担金その他収入 556,919,880円
 災害共済金、経費その他支出 242,009,797円
 正味財産 6,660,230,083円
 (財務領域公有財産グループ)

公告第五百二十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、
 次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃
 止した旨届出があった。

平成十九年九月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
相馬市	相馬市中村字大手先一三	相馬市	福島県相馬市中村字大手先一三	平成一九年九月一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十二年二月十八日付け定例第千百三十三号中

七六	下	後から	一八八一番四地先	一八八四番四地先
		五		